

令和3年度 森町水質検査計画書-2 上水道(駒・赤地区)

〔水質検査項目及び回数〕

Table with columns for No, 項目名, 水質基準, 検査回数 (浄水, 原水), 検査月 (4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 1, 2, 3), 浄水 (1ヶ月以上, 3ヶ月以上), 原水 (1年以上), 検査の省略. Contains 51 rows of water quality inspection items.

- : 検査回数の減は無し
○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
△: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
□: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年に1回に省略した。

原水採取場所 : 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林
事業区1157林班ソ小班内
浄水採取場所 : 茅部郡森町字駒ヶ岳23番地44

令和3年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数			検査月												浄水			原水									
						浄水						原水						1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上				
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可			
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可			
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	●	●	不可			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査											検										検	□	●				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検		検					検										検	●	●	不可			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	不可			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査											検										検	□省略1年1回	●	可(海水を原水とする場合は不可)			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検				検										検	●	●	不可			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検		検				検										検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□	●	可			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	●	可			
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検		検				検										検	□	●	可			
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検		検				検										検	□	●	可			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査							検				検										検	□	●	可			
42	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査						検	検	検													検	△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査						検	検	検													検	△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□省略1年1回	●	可			
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査											検										検	□省略1年1回	●	可			
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	□	●	不可			
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																					検	検		大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌			
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																												

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川88番地